

特113

980

大正十一年十一月九日

米國西北部聯絡日本人會

委員長より別紙の通り報告有之候
御送附申上候

敬具



寄贈本



始



第113
980

大審院に於て審理中ある帰化訴訟に
関する報告書

日表きに屢々或は書面を以て或は新聞紙を通じて報
告せる如く市町村を以て帰化訴訟を生じ、
補正するの必要を生じ、
護士ウィッカーヤム氏の注告に後ひ更に山下河野両氏正
式に米國に帰化したる人を以て日本人の帰化は正當あるや
否やを懸かある為めワシントン州廳に向つて日本人土地保
有會社あるものを設立するの申請を為せしめ一方には
市民権の行使を確安員にし他方には帰化権の有無を試

五大
1651
圖書

印

大審院に於て審理中なる帰化訴訟に 関する報告書

冒裏きに屢々或は書面を以て或は新聞紙を通じて報告せる如く布哇に於ける小沢孝雄氏帰化訴訟事件は單に小沢氏一個の問題にあらずして其結果如何は一般同胞に關する重大案件たるを以て千九百十七年七月ロスマンゼルス市に開催せる太平洋沿岸日本人會協議會は満場一致を以て小沢事件を實質的に援助するの決議を爲し尋いで帰化訴訟委員會を常設し更に小沢氏并に其辯護士の承認を得て該事件を委員會に於て一切引受け之を處理することあり以て今日に至り

○訴訟の経過

小沢氏帰化訴訟事件は千九百十四年中布哇に於て小沢氏自から提起したるものあり然るに布哇に於ける合衆國地方裁判所は小沢氏の帰化申請を拒絶したる爲め小沢氏は更に之を梁港に於ける第九巡回控訴院に控訴したる處該控訴院は法律上に疑義ある爲め本事件を裁判する能はずとて之を大審院へ廻附したる處該事件は大審院に移りたるも其後種々の事情ありて延期に延期を重ね永く開廷の運びに至らず此間殊に小沢事件に對する一の故障とも看做すべし彼のモレナ事件(千九百十八年一月七日大審院判決)あるもの突如として現はれ来り單に小沢事件のみを以て争ふ時は先づ日本人の帰化権の有無を決定する前に小沢氏は帰化法に定めたる申請期間を経過し既に失権したるものありと理由を以てモレナ事件同様本件を却下せらるゝの危険なきにあらずれば新たなある事件を以て此の危険を豫防し且つ補足するの必要を生じ帰化訴訟委員會は囑托辯護士ウィッカーヤム氏の注告に従ひ更に山下河野両氏(正式に米國に帰化したる人)を以て日本人の帰化は正當なるや否やを慥かある爲めワシントン州廳に向つて日本人土地保有會社あるものを設立するの申請を爲せしめ一方には市民権の行使を確安員にし他方には帰化権の有無を試

駁して小沢事件と大審院に併行せしむるの手段を採
りたるに豫期の如く州政府は日本人の市民権を認めずと
の理由を以て之を却下したれば右両氏は直ちに大審院に上
告したる大審院に於ては小沢事件並に山下河野兩事
件とも其性質異なり共同一なるを以て右兩事件を
同時に審判に付する事とあり本年十月二日及三日に亘
りて原被兩造の辯論を終りたれば多年の懸念安んじたり
し同胞界の大問題も近く大審院に於て判決せらるる
事とあり(星表に発表せる千九百二十二年十月五日付在
紐育堀内貞一氏の大審院傍聴報告書を見よ)

○訴訟の争点

帰化訴訟の争点とは旧帰化法第三十章中千八百七
十五年の改正に係る第千九百十九條に「米國に帰化
し得べき外國人は自由白人(Free White)並に亞弗利
加土人及亞弗利加人の子孫たるべし」とある條文の解釋
と及び此二千百十九條は千九百九年の改正帰化法を
制限するの効力ありや否やに依りて決定すべきものな
り我々の主張する處は旧帰化法第三十章千九百十九條は
千九百九年の改正帰化法に依り自然的に消滅したるも
のありと解釋す然れども假りに該條文は今猶存在す
るとするも日本人たる我々は法文の所謂フリー・ホワイトに
屬し当然帰化し得べきものあり如何とあればフリー・ホ
ワイトある語は黒人に対する反對語にして換言すれば黒
人以外の奴隷に非ざる人といふ意味あり此文字の起原は
千七百九十年の帰化法に始まり當時黒白人種以外日
本人支那人等々の米國に在留したる者悔ければフリー・
ホワイトある語中に高加索種又は蒙古種等の後世
人種學者に依り學術的に使用せられたる名稱區別
を適用すべき苦ありければ我々は假りに蒙古人種又
は馬來人種其他如何ある人種ありとするも黒人に非
ざる以上は該法文中のフリー・ホワイトある語句に該當す
る者ありといふに在り。

或新聞紙又は帰化訴訟に反對する一派は恰かも我々

が日本人は白人種ありと主張しつゝあるかみ如く誤報するもの
あるも此の如きは事實の真相を故意に曲解するものと云
はざるべからず我等不肖ありと云ふも未だ嘗つて日本人は白
哲人種ありふると見戯に等しき人種學上の問題を争ひ
たる事あり精しくは本會の發表せる一九百十八年八月歸
化問題に就いて普く同胞に檄すとの文を参照せられたし。

○本訴の勝敗と在留

同胞に及ぼす影響如何

日本人は現行法律上米國に歸化し得べきものありとは我々
の固く信じて疑はざる處ありども或は法文の不備不完な
る為め米國大審院が之に向つて如何なる判決を下すや
やは素より豫測する能はず若し幸にして我々の希望
する如く日本人は米國に歸化し得る者ありと判決せら
れんか、在留同胞の幸福之に過かたるものあらざる蓋し
彼の巨心はしき、各州各地の排斥法律は恰かも朝露の
日は遂に消滅するが如く全く其跡を絶つに至るべけれ
ばあり

若し之に及して大審院は同法を以て米國に歸化し能は
ざるものと判決したるとせば、此場合に於て我々同胞の
蒙るべき損害如何之れ何人も其胸裡に浮び来る處の
疑問あらん左れども請ふ憂ふる勿れ幸にして我等
は本件敗訴に歸するとも現在の状態に寸毫の變化
なくして更に損失する處なきあり
過去十四年間に米國歸化法に附隨せる施行細則は
行政上の手續に依り我々同胞の歸化申請を受理せ
ず此故に現在に於て歸化し得ざる國民と看做されつ
つあり、法律上には決定せざりしも又我々同胞も後未
より此假定の上になちて奮闘し來りたるものなれば
假令大審院に於て日本人は歸化する能はずと決定
したればとて何を以て周章狼敗すべきや又今日以上何の
損する處無き以上は宜しく我々は依然として旧の如き大國
民の能心度を失はず泰然自若として前途の開拓に奮

十分の抱負経綸ありと雖も茲
扱されば本訴決定後更に發
口候也

協議會

山岡音高

[Faded handwritten text on a separate sheet of paper, mostly illegible due to fading and bleed-through.]

終

